

議案第7号

新座市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(新座市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 新座市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年新座市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>

(新座市監査委員条例の一部改正)

第2条 新座市監査委員条例（昭和47年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第5条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第243条の2の9第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第5条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第243条の2の8第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p>

(新座市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新座市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年新座市条例第

24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。